

資料4

# 福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の 基本的な考え方について（論点提示）

都市政策課

# ご議論いただきたい事項について

## 1 トイレのバリアフリー基準

- 車椅子トイレの各階への設置を義務付ける用途・規模
- 乳幼児設備等の設置基準 など

## 2 駐車場のバリアフリー基準

- 設けるべき区画の数
- 整備基準(機械式駐車場に設ける車椅子使用者用区画) など

## 3 劇場等の客席のバリアフリー基準

- 設けるべき区画の数
- 確保すべき寸法、集団補聴設備を設置すべき規模 など

## 4 その他

- ホテル等の客室に関する整備基準 など

# 1 トイレのバリアフリー基準

## ① 車椅子利用者利用便房の設置基準

【論点①-1】 2,000㎡未満等の建物に対し、  
各階に1以上の車椅子利用者利用便房の設置を義務付けるべきか

### ■ バリアフリー法

	現行基準	新基準
車椅子 トイレ	2,000㎡以上の 特別特定建築物: <u>1以上</u> 	2,000㎡以上の特別特定建築物: <u>各階に1箇所</u> 例外: 【小規模階(1,000㎡以下の階)を有する場合】 小規模階の床面積の <u>合計1,000㎡ごとに1か所</u> 【大規模階(10,000㎡超の階)を有する場合】 10,000~40,000㎡: <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超:超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u>

### ■ 福祉のまちづくり条例

	現行基準	新基準
車椅子 トイレ	1,000㎡以上の 特別特定建築物: <u>1以上</u> ( <u>トイレを設ける場合のみ</u> )	<u>今回検討</u>

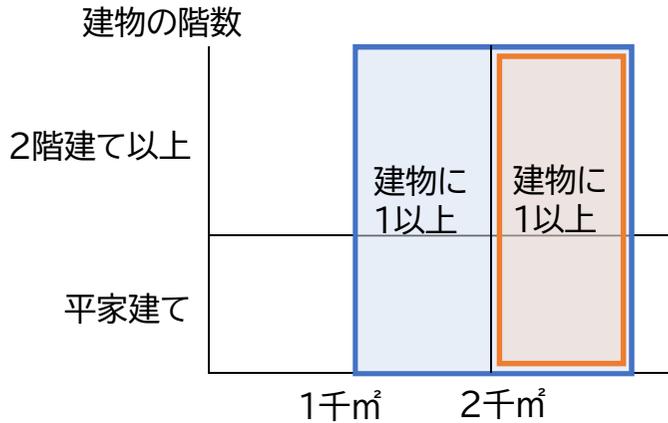
# 1 トイレのバリアフリー基準

## ① 車椅子利用者利用便房の設置基準

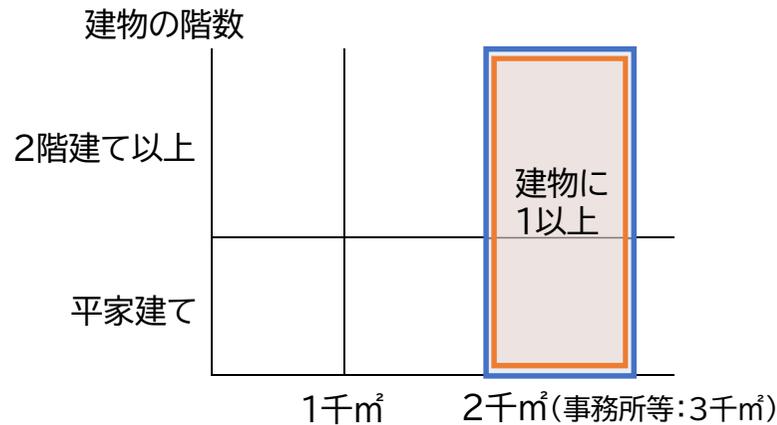
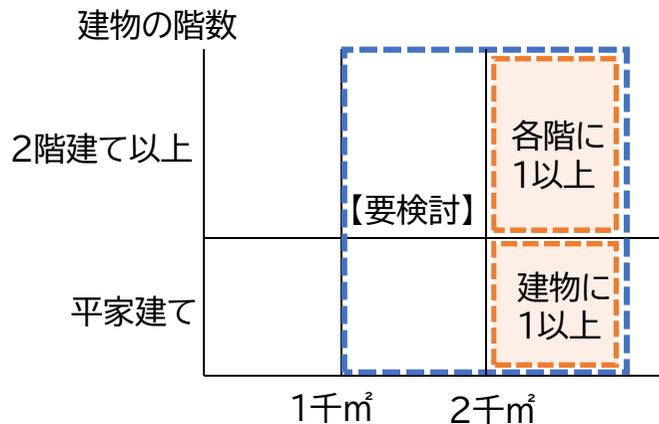
【論点①-1】 2,000㎡未満等の建物に対し、各階に1以上の車椅子利用者利用便房の設置を義務付けるべきか

■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等ほか

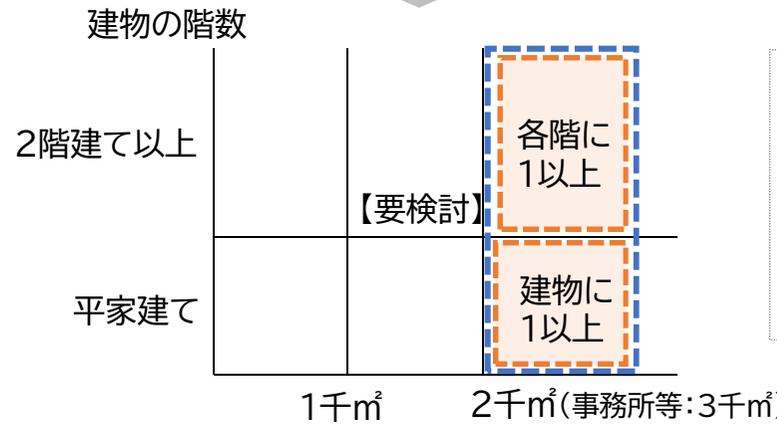
■ 共同住宅、事務所、工場（条例により特別特定建築物に追加）



改正後  
(R7.6.1以降)



改正後  
(R7.6.1以降)



【凡例】

- BF法基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- 条例基準(現行)
- - - 条例基準(要検討)

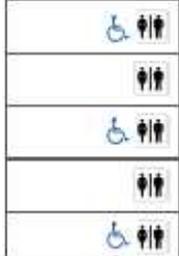
# 1 トイレのバリアフリー基準

## ①車椅子利用者利用便房の設置基準

### 【論点①-2】小規模階を1,000㎡よりも小さい規模で規定する必要はないか

#### □小規模階の考え方(バリアフリー法基準(改正後))

床面積が1,000㎡未満の階においては、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(端数切捨て)の車椅子利用者利用便房を設ければ、各階への設置は不要

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400~599.8㎡/階 	600~799.8㎡/階 	800~999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000~2,999㎡	3,000~3,999㎡	4,000~4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子利用者用便房の数	2	3	4

※延べ面積2,000㎡以上の建物については、EVの設置が義務付けられている

# 1 トイレのバリアフリー基準

## ①車椅子利用者利用便房の設置基準

【論点①-3】大規模階を10,000㎡よりも小さい規模で規定する必要はないか

□大規模階の考え方(バリアフリー法基準(改正後))

床面積が10,000㎡以上の階においては、各階に次の数以上の車椅子利用者利用便房を設ける

- ・10,000～40,000㎡:2か所
- ・40,000㎡超:20,000㎡につき1か所(端数切上げ)

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子利用者用便房の数	2	3	4

# 1 トイレのバリアフリー基準

## ② 不特定多数利用便所の設置基準

【論点②】 2,000㎡未満の建物に対し、不特定多数利用便所の各階設置を義務付けるべきか

### ■ バリアフリー法

	現行基準	新基準
不特定多数 利用便所	<u>設置義務なし</u> (設置した場合には、手すりの設置等の 整備基準が適用)	2,000㎡以上の特別特定建築物で 原則、 <u>各階に設置</u> (管理運営上、やむを得ない場合を除く)

### ■ 福祉のまちづくり条例

	現行基準	新基準
不特定多数 利用便所	<u>設置義務なし</u> (設置した場合には、手すりの設置等の 整備基準が適用)	<u>今回検討</u>

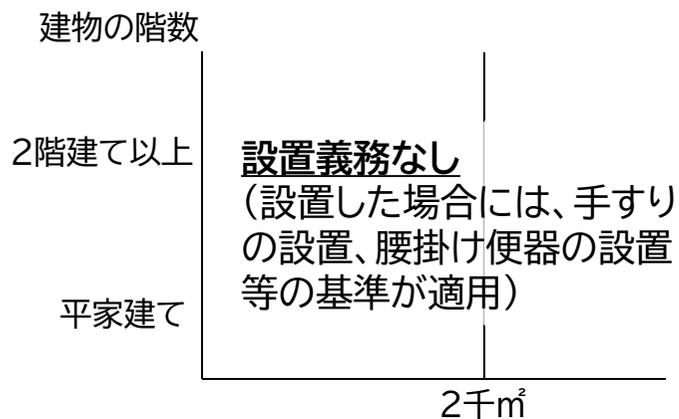
# 1 トイレのバリアフリー基準

## ② 不特定多数利用便所の設置基準

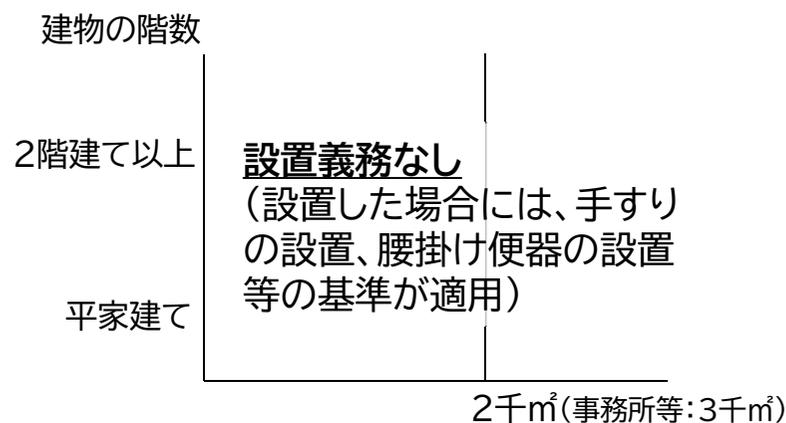
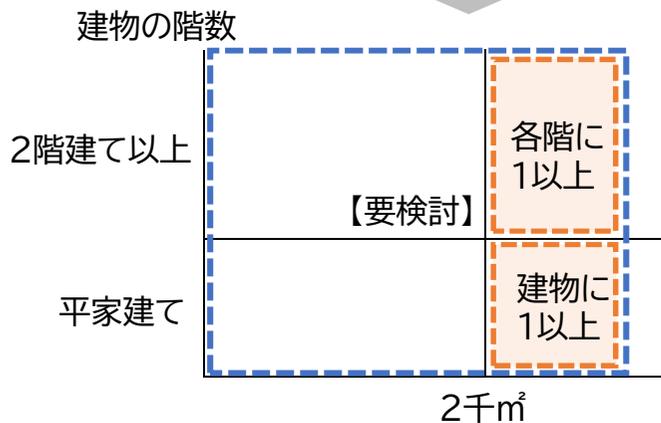
【論点②】 2,000㎡未満の建物に対し、不特定多数利用便所の各階設置を義務付けるべきか

■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等ほか

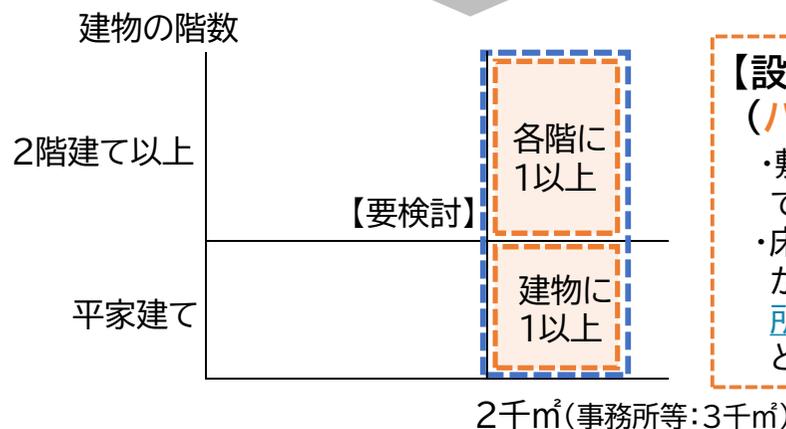
■ 共同住宅、事務所、工場(条例により特別特定建築物に追加)



改正後  
(R7.6.1以降)



改正後  
(R7.6.1以降)



【凡例】

- BF法基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- 条例基準(現行)
- - - 条例基準(要検討)

【設置義務の例外】

(バリアフリー法基準(改正後))

- ・敷地内の他の棟の1階トイレを利用できる場合の1階のトイレ
- ・床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階、その他の管理運営上、便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

# 1 トイレのバリアフリー基準

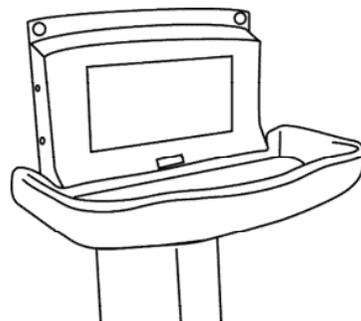
## ③乳幼児設備、オストメイト設備の設置基準

【論点③】車椅子利用者利用便房が各階に1以上設けられることとなったが、より利用者の多い乳幼児設備は、建築物に1以上でよいか。オストメイト設備についても、見直しの必要はないか。

		現行基準	新基準
バリアフリー法 基準	乳幼児設備	義務付けなし	同左(改正なし)
	オストメイト設備	建築物に1以上の簡易型の設置を義務付け(2,000㎡以上の場合)	同左(改正なし)
福まち条例 基準	乳幼児設備	建築物に1以上の設置を義務付け(対象規模は次ページ)	今回検討
	オストメイト設備	建築物に1以上(用途・規模により通常型又は簡易型)を義務付け(対象規模は次ページ)	今回検討



ベビーチェア  
(ベビーキープ)



おむつ交換台



オストメイト設備



オストメイト設備(簡易型)

# 1 トイレのバリアフリー基準

## ③乳幼児設備、オストメイト設備の設置基準

【論点③】車椅子利用者利用便房が各階に1以上設けられることとなったが、より利用者の多い乳幼児設備は、建築物に1以上でよいか。オストメイト設備についても、見直しの必要はないか。

□下表の左欄の設備は、上欄に示す建物の用途ごとにその対応する欄に記載の規模以上の場合に設置を義務付けている。

基準適用規模(代表用途抜粋)

	学校	病院、劇場、 官公署など	公衆便所 など	物販店舗	共同住宅	事務所、 工場
オストメイト設備(簡易) (バリアフリー法基準)	2,000㎡	2,000㎡	50㎡	2,000㎡	2,000㎡	3,000㎡
オストメイト設備 (福まち条例基準)	—	10,000㎡	—	10,000㎡	—	—
乳幼児用設備 (福まち条例基準)	—	1,000㎡	全て	2,000㎡	—	—

(参考)

車椅子利用者人口: 1.4% (R3社会福祉統計年報(兵庫県)等から推計)

0~3歳人口 : 2.8% (R2国勢調査年齢別人口(兵庫県)、総務省統計局)

オストメイトの人口: 0.11% (指定難病(潰瘍性大腸炎)受給者証所持者数(兵庫県)、難病情報センター)

## 2 駐車場のバリアフリー基準

### ① 車椅子利用者利用駐車区画の設置基準

【論点①】 2,000㎡未満等の建物に対し、  
複数の車椅子利用者利用駐車区画の設置を義務付けるべきか

#### ■ バリアフリー法

	現行基準	新基準
車椅子 駐車区画	2,000㎡以上の 特別特定建築物： <u>1台以上</u>	2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が200台以下： <u>2%以上</u> 駐車台数が200台超： <u>1%+2以上</u> (端数切上げ)

#### ■ 福祉のまちづくり条例

	現行基準	新基準
車椅子 駐車区画	2,000㎡以上 又は 駐車台数が30台以上の 特別特定建築物： <u>1台以上</u>	<u>今回検討</u>

## 2 駐車場のバリアフリー基準

### ① 車椅子利用者利用駐車区画の設置基準

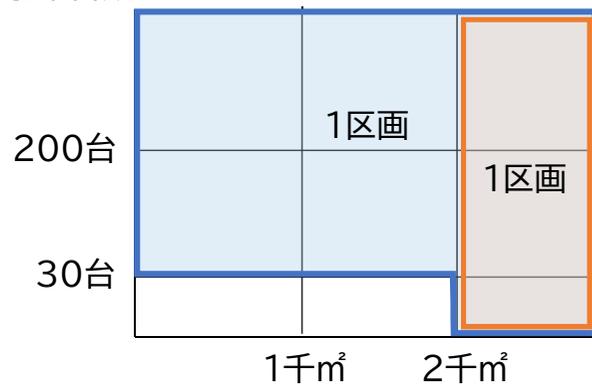
【論点①】 2,000㎡未満等の建物に対し、  
複数の車椅子利用者利用駐車区画の設置を義務付けるべきか

【凡例】

- BF法基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- 条例基準(現行)
- - - 条例基準(要検討)

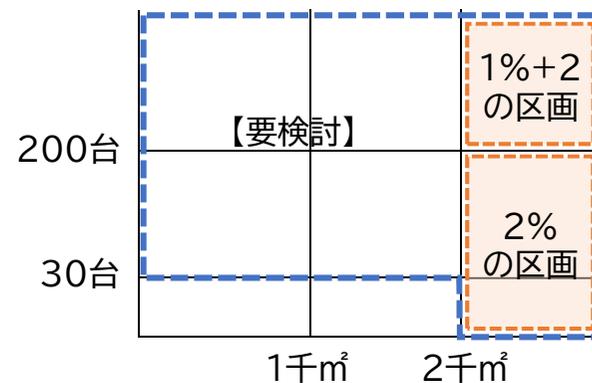
#### ■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等、物販店舗ほか

駐車台数



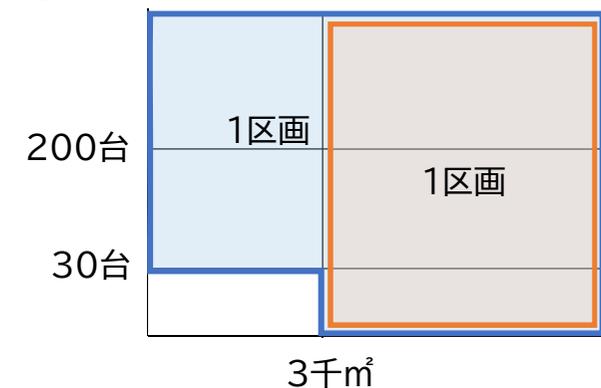
改正後  
(R7.6.1以降)

駐車台数



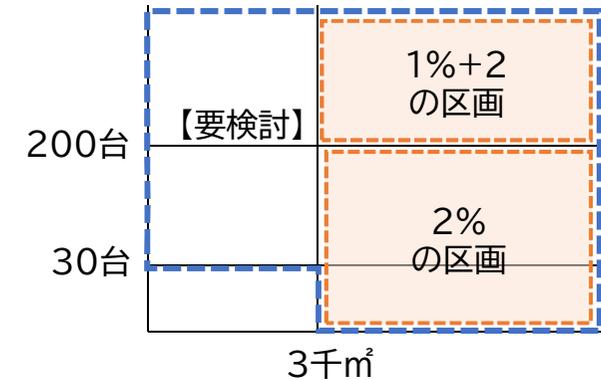
#### ■ 事務所、工場 (条例により特別特定建築物に追加)

駐車台数



改正後  
(R7.6.1以降)

駐車台数



## 2 駐車場のバリアフリー基準

### ②機械式駐車場に設ける車椅子利用者利用駐車区画

#### 【論点②】機械式駐車場に設けられる車椅子利用者利用駐車区画を認めるべきか

- ✓複数設置の義務付けにより、土地に制約のある都市部において平面だけで確保できるか
- ✓機械式駐車場で確保できれば車椅子利用者利用駐車区画が大幅に増えるメリットはある
- ✓平面に車椅子利用者利用駐車区画が0になることに問題はないか

	現行基準	新基準
バリアフリー法基準	認める	同左(改正なし)
福まち条例基準	認めない (機械式駐車場とは別に平面部に設ける(運用))	<u>今回検討</u>



出入口～乗降スペース  
(経路上の段差なし、幅員確保)



乗降スペース  
(隙間、機械部分の段差なし、左側にも空間確保)



駐車場法による登録  
認証機関たる  
業界団体の適合証

### 3 劇場等の客席のバリアフリー基準

#### ①車椅子利用者利用区画の整備基準・技術基準

【論点①】 2,000㎡未満の劇場等にも複数の車椅子利用者利用区画を設けるべきか  
設けるべき区画の寸法及び位置は、現行の条例基準のままでよいか

#### ■ バリアフリー法

		現行基準	新基準
車椅子用 客席	席数	<u>基準なし</u>	2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下： <u>2席以上</u> 総数400席超： <u>0.5%以上</u> (端数切上げ)
	技術 基準	<u>基準なし</u>	幅 <u>900</u> ×奥行 <u>1,350</u> の空間を確保

#### ■ 福祉のまちづくり条例

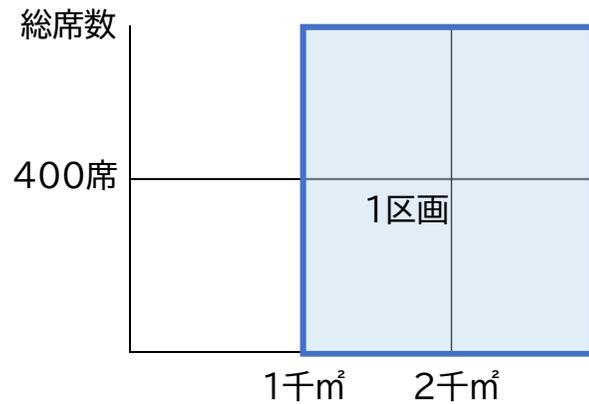
		現行基準	新基準
車椅子用 客席	席数	1,000㎡以上： <u>1区画</u>	<u>今回検討</u>
	技術 基準	幅 <u>900</u> ×奥行 <u>1,400</u> の空間を確保 区画は、 <u>出入口付近</u> に設ける <u>集団補聴設備等</u> を設ける	

### 3 劇場等の客席のバリアフリー基準

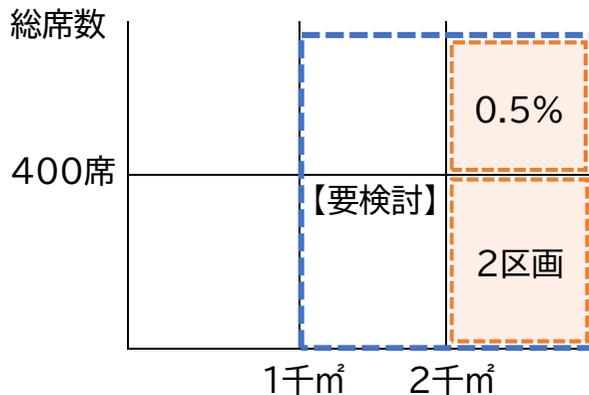
#### ① 車椅子使用者利用区画の整備基準・技術基準

【論点①】 2,000㎡未満の劇場等にも複数の車椅子使用者利用区画を設けるべきか  
 現行条例の技術基準(区画の寸法及び位置等)を新基準にどう反映すべきか

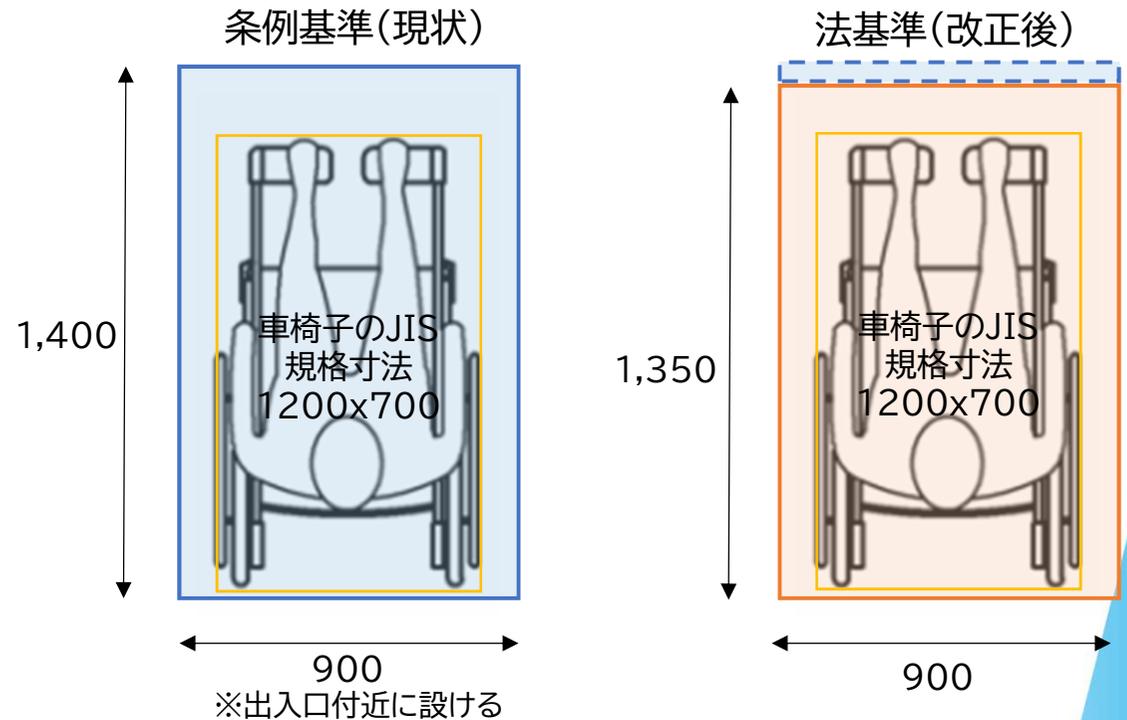
#### ■ 固定観覧席を設ける劇場等



改正後  
(R7.6.1以降)



#### 【技術基準】



#### 【凡例】

- BF法基準(現行)
- 条例基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- - - 条例基準(要検討)

### 3 劇場等の客席のバリアフリー基準

#### ② 集団補聴設備等の技術基準

【論点②】 従来どおりハードとしての整備を求めるべきか  
IT技術等を活用したソフト対応でも可とするか

- ✓ 情報通信機器の進歩が著しく、従来の設備(ハード)より高機能であるソフト対応もある
- ✓ 設備(ハード)として設置を義務付ける場合、担保性は確保できる

	現行基準	新基準
バリアフリー法基準	設置義務なし	同左(改正なし)
福まち条例基準	[1,000㎡以上の劇場等] 設備として設置を義務付け (磁気ループ、電光掲示板など)	<b>今回検討</b>

**「字幕ガイド」対応マーク**



字幕を表示するメガネを使用しているお客様がいらっしゃいます。



字幕ガイド用ヘッドセットとコントローラー



**「音声ガイド」対応マーク**



スマートフォンとイヤホンで音声ガイドを聴くお客様がいらっしゃいます。



音声ガイド用スマートフォンとイヤホン



ご利用中のイメージ



出典：月刊「ガバナンス」2019年9月号（ぎょうせい）

映画館における聴覚障害者、視覚障害者に対する対応(TOHOシネマズの例)

## 4 その他

### ①ホテル等の客室に関する整備基準

【論点①】 車椅子利用者用客室も今回の法施行令改正のベースとなる考え方にそって規模に応じて複数設けるべきか

(背景)

- 改正バリアフリー法では、従来の「最低限1つ設置」から、「規模に応じて複数設置」に考え方がシフト
- 障害者等の外出機会の増加が見込まれる
  - ・ユニバーサルツーリズム推進条例(R5)の制定
  - ・障害者差別解消法の改正による合理的配慮の義務化(R6)

□法が条例を上回る整備を求めている箇所が発生(平成30年改正による)

	バリアフリー法基準	福まち条例基準
車椅子利用者用客室の設置数	客室総数が50室以上の場合に、総数の <u>1%以上</u> (端数切上げ)	客室総数が50室以上の場合に、 <u>1室以上</u>

(参考)

- 車椅子ユーザー:人口の約1.4%  
(身体障害者手帳交付台帳登載数(肢体不自由)(兵庫県)に新規交付者数における下肢不自由・体幹・運動機能障害の割合を乗じたもの)
- 県内のホテル規模の平均:44,509室(兵庫県)／1502ホテル÷30室／ホテル  
(地域別 神戸平均:73室/ホテル 姫路平均:57室/ホテル 豊岡平均:14室/ホテル)